人権という希望



小中学校の人権への取組みについて

国分寺市立第七小学校

令和6年が明けて12日目の快晴の日の午前中、休み時間に児童が元気に校庭で遊んでいるなか、学校訪問をしました。柿崎校長先生、角田副校長先生にお会いし、校長室で学校の様子の話をしていただきました。校長室の出入り口に、【あ あいてのめをみて/い いろいろな人と/さ さきにあいさつ/つ つたわるように】の標語が掲示されているのが大変印象的でした。あいさつを、とても大切にしている様子が感じられました。

学校要覧の令和5年度版を見せていただきました。目指す具体的な学校の姿として、「3つのあい」(「<u>あい</u>さつ」、「<u>アイ</u>ディア」、「高め<u>あい</u>」)と記されていました。ここからもあいさつを大切にしていることが分かりました。

また、「ほめほめリレー」の実践例を聞きました。当初、先生方があいさつのよくでき

さきに あいさつの標語 表委員会の活動とし 学年の良いところを、

あいての

かをみて

113113

な人と

ている学年を、日々ほめて・つなぐ運動を行ったところ、この取組みが児童に浸透し代表委員会の活動として自主的に行いたいとの意見が出たそうです。先生たちから引き継ぎ、児童たちが各学年の良いところを、ほめあう運動を行っているそうです。第七小学校は特別支援学級を設置していますが、授業や行事の一部を一緒に行うなどの交流もさかんです。また、隣接している第二中学校の生徒が第七小学校の児童に読み聞かせをするなどの活動も行っているとのことです。

学校の重点的取組みとして7項目を定めて、そのなかに「いじめ防止の取組みの充実」「交流学級及び共同学習の推進」「いじめ、不登校、児童虐待等への組織的対応(校内委員会)」等々の内容を挙げて、人権についての多種多様な対応を行っている様子です。

人権活動のひとつである「人権の花運動」を契機に、担当の年度だけでなく独自に、第七小学校の環境 委員会、保護者、ボランティア等の皆で、毎年花を育て、植物にも命があり、その大切さを思う心も育まれ ています。このことから、校長先生、副校長先生をはじめ先生方が児童と一緒に「人権の大切さ」を学んで いる様子がわかり、人権擁護委員としての活動のやり甲斐を感じました。

"輝け 七小 国分寺" 「熊谷」

国分寺市立第三中学校

第三中学校では、特別支援学級 I 組と普通学級の生徒が 体育祭など様々な学校行事で交流を行っています。令和5年 度は10月に行われた合唱祭において、生徒有志の声掛けで I組と合同でハーモニーを響かせ、拍手喝さいを受けました。

また、11月には生徒会中心で「すべての人を大切にするための標語」作りに取り組みました。今年も校長賞・生徒会長賞・生徒会役員賞が選ばれ、表彰されました。

今年の標語を紹介します。

認めあい 初めて気づく 十人十色 認めあい 善の連鎖で つくるまち 違っても 尊重し合う あなたと私

第三中学校では、様々な取り組みを通じて人権について考える土壌が育成されていると感じました。[田中]





「人権の花」運動 ~未来へつなげよう 違いを認め合う心~



令和5年度は、三小と四小の委員会活動の皆さんが「人権の 花」運動に取り組んでくれました。

この活動は日本全国の小学校が参加しております。「土に種をまき」「芽が出て」「美しい花が咲く」、そのあいだに水をたっぷりあげる事、太陽の光をあびる事、これらの事は人の命を育むことに似ていることなのですね。思いやりの心を育てる、環境に対する思いも感じとってもらうわけです。

暑い夏休みも面倒をみてくれました。土をさわることも楽しく、芽が出て花が咲くことも、とても不思議で嬉しいことでした。

委員会活動の皆さん、学校や先生方、ありがとうございました。 「完倫]







ハンセン病資料館見学 ―ハンセン病問題に学ぶ-

令和5年6月3日、東村山市にある国立ハンセン病資料館の 見学をしました。資料館は、110余年の隔離の歴史をきざんだ 全生園に隣接しています。

ホールでハンセン病の元患者が体験を語るDVDを見て、学芸員のお話を聞いた後、東村山市の人権擁護委員からの解説をいただきながら館内の展示を見ました。また、館外にある納骨堂や人権の森に行き、全生園で暮らした患者の皆様に思いをはせる時間を過ごすこともでき、不安や無知から起こる差別や偏見は未だに社会に残っていることを強く感じました。

参加者からも、また訪れたい、私達が陥りやすい過ちや人権 について考えることができた等の感想が寄せられました。 「村原〕





第22回人権のつどい

令和5年11月26日、cocobunjiプラザリオンホールにおいて「第22回人権のつどい」を開催しました。

今回は市長賞を受賞した中学生の人権作文の表彰と作文 発表を行いました。貴重なるこの時期に若い生徒の皆さんが 「人権」という命題に真剣に取り組んでくれました事、それぞ れ素晴らしい発表が会場の皆様に伝わってまいりました。 また、後半には『あん』映画上映をいたしました。

6月3日に市民の皆様にも呼び掛け、ハンセン病資料館 (東村山全生園)見学を開催いたしました。長い歴史のなか、 根強く残る差別意識。どんなにか苦しかったでしょう。私達も 多くの学びを受け「人権」の重要さを再確認させられました。 そしてこの『あん』の上映で何度も見たという人も目を潤ま せて「良かった」と、誠に有意義な「人権のつどい」でした。 「岩崎】













第30回子どもたちからの人権メッセージ発表会

多摩東人権擁護委員協議会は、令和5年9月9日、三鷹市公会堂・光のホールにて、「第30回子どもたちからの人権メッセージ発表会」を開催しました。国分寺市からは、第八小学校5年生の島村夏渚さんが「自分の好きなことは人に言われて変えるものではない」と題して、ジェンダー平等をテーマにしたメッセージを発表してくれました。非常にまっすぐな視点で「男らしさ」「女らしさ」にとらわれることなく自分の好きなことを変えずに保っていくことの大切さを語ってくれました。私たちはこれからも、こどもたちとともに人権を考えていきたいと思います。「成瀨]

中学生人権作文コンテスト

令和5年度「国分寺市中学生人権作文コンテスト」について、今年は、市内の中学生から、510編の作文を提出いただきました。国分寺市長賞・東京都大会・多摩東人権擁護委員協議会長賞の作品を選考するために、人権擁護委員全員で全作文を読み、5名の方を選考させていただきました。

令和5年11月26日リオンホールにて「第22回人権のつどい」を開催し、国分寺市長賞の表彰式を行いました。そして受賞された、成瀬真優さん、鳥海彩夜花さん、成川心晴さん、奥玲実さん、坂本直緒さんに、作文の朗読をしていただきました。心うたれる素晴らしい朗読に、会場の皆様から、多くの拍手をいただきました。毎年、中学生人権作文のご協力をいただいております国分寺市教育委員会・各中学校の校長先生はじめ先生方・生徒の保護者そして関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、これからも、人権に関して多くの作文をお寄せいただきたく、宜しくお願いいたします。 [二階堂]



<令和5年度 国分寺市長賞受賞者>(学校別 五十音順)

第一中学校2年 成瀨 真優 「誰もが自分らしく生きるために」

第三中学校2年 鳥海 彩夜花 「一か月の同級生」

第四中学校2年 成川 心晴 「自分の心に正直に」

第五中学校2年 奥 玲実 「ハンセン病について学び、思ったこと」

第五中学校2年 坂本 直緒 「自分とあなたと世の中」

□ こどもの人権110番・SOSミニレター □

「こども人権110番」はこども人権委員が法務局職員と連携しながら、こども達や保護者から電話を受け、様々なトラブルの相談に対応しています。また、「SOSミニレター」(便箋付き封筒で切手はいりません)には、いじめや家庭問題などおうちのひとや先生に相談しにくい悩みが寄せられます。こども達の気持ちを受け止め、寄り添うよう、丁寧に返信しています。私達こども人権委員は、これからもこどもの人権を守る活動を継続してまいります。[田中]

Q: 最近、こども家庭庁ができて、こどもの権利について耳にすることがありますが、どのようなもので しょうか。こどもの権利ばかりを強調すると、こどものわがままを聞くことになるのではないでしょうか。

A: 1989年、国連子どもの権利委員会が「子どもの権利に関する条約」を採択しました。この条約は、 こどもにとって大切な人権(これを「子どもの権利」と呼んでいます。)を明記し、保障しています。日本も、 この条約を1994年に批准していますが、社会的にはこどもの権利保障が十分ではない状況が続きま した。しかし、時代とともに少しずつではありますが、個々の法律上で子どもの権利条約を取り入れた 法改正がなされる動きが生じる中で、令和4年4月1日「こども基本法」が施行され、これに伴いこども家 庭庁が発足しました。

「こども基本法」は概ね「子どもの権利条約」で保障される基本原則をそのまま取り入れて保障してい ます。こどもの権利保障で最も大切な4つの原則として、①生命、生存及び発達の権利の保障、②子ど もに関する事柄については、何が子どもにとって最善の利益かを最も優先して考えること(最善の利益 原則)、③子どもはいかなる差別も受けず平等に扱われること(平等原則)、④子どもが意見を聴かれ、 その意見が尊重される権利(意見表明権)があるとされています。

こどもは、心身が未発達であるとしても、人権の主体としては大人と等しい存在であるにも関わらず、 「こども」ということでその権利を侵害されやすい面があります(虐待、児童労働、人身売買など)。また、 こどもはいまを生きる存在であると同時に、これから発達していく存在であり、「現在」と「発達過程」の 両方の権利を保障すべきという特殊性があります。このようなことから、こどもの権利の保障が必要と なっているのです。

このように、こどもの権利(人権)は、大人の人権と同じように、こどもがその尊厳を確保され、自分ら しく生き、自分らしく発達するために必要な権利を保障するものですので、これを保障していくことが 「わがまま」に該当するということにはなりません。また、こどもも大人も同じく、権利を濫用することは認 められていません。権利(人権)の保障と、その権利を濫用して他者の人権を傷つけてよいかどうかは、 別次元の問題です。このようなことから、こどもの権利保障は決してこどもの「わがまま」を許すというも のではありません。

ぜひともこどもの権利について理解を深めていただき、すべてのこどもたちが自分らしく生き、発達で きるように見守っていただきたいと思います。

相談無料 秘密厳守

身近な人権相談のご案内



あなたの人権が侵害されたとき、生活の悩みや不安を抱えているとき、 お気軽にご相談ください。人権擁護委員が相談を受けています。

どなたでもご利用いただけます。お気軽にお電話でご予約ください。

【原則、毎月第2木曜 13時~16時(1回30分)】

所:男女平等推進センター相談室(ひかりプラザ内)

予約電話:042-573-4378

(受付時間:月~金曜 9時~17時/祝日・年末年始除く)

令和6年度の相談日(予定)

7月11日、8月8日、9月12日、 10月10日、11月14日、12月12日、 1月9日、2月13日、3月13日

法務省では、電話による人権相談を行っていますのでご利用ください。



①みんなの人権110番(人権一般)

0570-003-110

①~③8時30分~17時15分

②女性の人権ホットライン(女性の人権問題) 0570-070-810 ③こどもの人権110番(こどもの人権問題)

0120-007-110

④9時~17時 ※いずれも月~金曜

④外国語人権相談(外国人の人権問題)

0570-090-911

(祝日・年末年始を除く)

弁護士による相談

●弁護士会 立川法律相談センター 予約受付窓口

042-548-7790 月~土曜 9時30分~12時、13時~16時30分

※祝日を除く

●法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

月~金曜 9時~21時 土曜 9時~17時

編集: 国分寺地区人権擁護委員の会

【人権擁護委員:岩崎 文子·熊谷 淳·田中 久美子·成瀨 大輔·二階堂 寬·村原 町子】

発行・問合せ:国分寺市 市民生活部 人権平和課

〒185-0034 国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ内 電話:042-573-4378